

令和4年第4回広尾町議会定例会 第2号

令和4年12月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（11名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
6番 志村 國昭	7番 星加 廣保
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（1名）

5番 北藤 利通

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大

保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼老人福祉センター所長	宝 泉 大 子
地域包括支援センター長	村 上 洋 子
兼健康管理センター長	保 坂 一 也
健康管理センター次長	三 浦 直 子
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭 力
子育て世代包括支援センター長	佐 藤 清 美
認定こども園ひろお保育園長	西 脇 優 子
認定こども園ひろお保育園副園長	佐々木 みゆき
兼豊似保育所所長	佐々木 みゆき
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝 義
兼養護老人ホーム所長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼町営牧場長	平 浩 則
水産商工観光課長	室 谷 直 宏
建設水道課長	寺 井 真 樹
建設水道課長補佐	三 上 昌 樹
建設水道課長補佐	川 崎 幸 一
兼下水終末処理センター長	寺 井 真 樹
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈 監 査 委 員 〉

代表監査委員 大 林 忠  
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長 木 下 利 夫  
併 書 記 長 山 岸 直 宏

〈農業委員会〉

会 長 今 村 弘 美  
事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基  
事 務 局 次 長 佐 藤 直 美  
総 務 係 主 事 浅 野 愛 海

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。  
議員の出欠であります。5番、北藤利通議員より欠席の届出があります。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、12番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

- 1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。  
通告順に従い、順次発言を許します。  
初めに、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

- 1、4番（前崎） 2点について町長に質問をいたします。

1点目ですけれども、人工透析治療の早期施設整備についてであります。

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院における人工透析治療に係る施設整備については、直近で令和2年第3回定例会、令和3年第2回定例会でそれぞれ取り上げてきた経緯があります。その中で、町としてもその必要性については十分理解をしているとの答弁をいただいたところですが、課題もあり、これらを整理していかなければならないとのことでありました。

今回、地方独立行政法人広尾町国保病院の第2期中期目標、令和5年度から令和8年度までの4年間で示されたところであります。その中で、第2項「町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の「町立病院としての役割」として、(2)の「地域医療の維持」の中で「中期目標の期間中に人工透析の治療体制を構築すること」と計画目標に明記されたところであります。

現在、大樹町や帯広市の医療機関で人工透析の治療を受けている方が25人程度おりますが、以前から本町での人工透析治療を強く望んでいた方々からも喜びの声が届いています。中期目標は令和5年度から4年間で、遅くとも令和9年度からの供用開始となりますが、現在、通院治療されている方からは一年でも一日でも早く本町の国保病院に施設整備をしてもらえればと待ち望んでいます。今年の夏、透析患者との意見交換会でも多数の要望・意見が出たとお聞きしていますが、従前、自

家用車で通院していた方も、最近、自分で運転することが困難となり、タクシーに切り替えたりした方もおられます。

町としても人工透析治療に係る造成する土地等について以前から検討しているとのことですが、早期の施設整備についてどのように考えているか、また、現在の通院患者数に伴う規模等について併せてお答えをお願いいたします。

2点目であります。中古住宅購入に係る助成についてであります。

住宅リフォーム工事及び新築住宅工事に係る助成について、数次にわたり議会でも取り上げてきたところであり、住宅リフォーム助成事業は平成25年度から実施され、今年度で10年目を迎えたところでもあります。

住宅リフォーム助成事業は、本町の建築業者によってリフォームした場合、その費用の10%、10万円を限度に助成するもので、昨年度までの9年間で延べ助成件数は407件、総工事費は6億5,870万5,000円となっております。また、助成金額の累計額は9年間で3,651万1,000円となっております。地元建築業者等の振興と雇用の創出にも寄与できたものと思慮いたします。新築住宅に対する助成についても昨年度から実施しており、本町の建築業者に建設していただいた場合、上限50万円まで助成するとしており、昨年は1件、工事費は2,189万円で、50万円を助成しています。住宅リフォーム助成と新築建築を合わせると総工事費は6億8,000万円を超え、町内建設業者の受注に寄与してきたところでもあります。

近年は、中古住宅を購入してリフォームをされてお住まいになる方もおられます。過般開催された議会報告会で、参加された町民の方から、中古住宅を購入しリフォームした場合は住宅リフォームの助成対象になるが、業者がリフォームをして中古住宅として販売した場合、助成対象とはならない、助成対象になるようにしてもらいたいとの要望が出されたところでもあります。住宅リフォーム助成制度が10年目を迎え、同制度も住民の中に定着したものと認識していますが、中古住宅購入の際も助成対象にすべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、人工透析治療の早期施設整備についてであります。

本町の人工透析患者の方々から町立病院での人工透析医療施設の開設について要望があり、本年6月に意見交換をしたところでもあります。その意見交換で、大樹町までの通院が大変困難であり、町内で治療を受けることを望まれていることなどをお聞きしたところでもあります。

来年度から始まる国保病院の第2期中期目標の期間中に人工透析の治療体制を構築することを目標に定め、議決をいただいたところでもあります。国保病院は、この中期目標を達成するため、今後、中期計画を策定し、具体的な計画が示されるものであります。

ご質問の施設整備につきましては、施設を改修するか増築するか今のところ決まっておりません

が、透析治療を受けている方々が20数名おりますので、その患者の規模を見込むところであります。

また、透析治療体制の整備は、専門医と医療スタッフの人材確保や関係町村と関係機関との協議など、課題は決して小さくありませんが、日常的に通院されている方が身近なところで安心して透析治療を受けられるよう、第2期中期目標期間中に国保病院で透析治療が開始できるよう構築するものであります。

続きまして、2点目の中古住宅購入に係る助成についてであります。

住宅新築・リフォーム支援事業につきましては、町民が安心して住み続けられる住まいづくりに資するとともに、町内の住宅関連産業を中心とした経済の好循環が図られることを目的に平成25年度から事業を開始し、令和3年度からは新築の住宅や建て売り購入に対しても助成を拡充したところであります。

新築住宅・リフォーム支援事業に係る中古住宅購入に対する助成の拡充につきましては、本年11月24日開催の商工会主催の商工振興懇談会におきまして、工業部会より議題として要望が出されたところであります。

今までのケースでは、中古物件を購入後にリフォームをされ、助成を受ける方がほとんどでありましたが、商工会工業部会からの要望、町内経済の循環や空き家対策など多様なニーズを考慮し、中古物件取得後の居住を条件などに令和5年度から補助対象の追加を、今、検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

## 1、議長（堀田） 前崎議員。

### 1、4番（前崎） 1点目の人工透析治療の早期施設整備の関係であります。

まず、規模についてでありますけれども、現在25名程度の患者さんがいるということでありまして、加えて、もし広尾町でこの人工透析治療をすとなれば、隣のえりも町、特に庶野とか目黒の方だとは思うのですけれども、その方々もぜひ広尾で治療を受けたいというようなことをお聞きしております。

ここ数年、特に透析患者数が24、5人で推移しておりまして、そういった意味では、以前のご答弁で規模についてはベッド数7床で試算をして、当時の金額、多分3,500万円程度で行えるというようなご答弁をされております。

例えば公立芽室病院、ここも患者数が25人から30人近くいるのですけれども、ベッド数が10床しかありませんので、いわゆる月水金のグループと火木土の2つのグループに分けて治療するというようなお話もされておりました。

また、過般新聞に出ておりましたけれども、幕別町の札内地域で、民間なのですけれども、そこで人工透析をやられていないということで、多分これは人工透析治療に特化したクリニックですね、ここも20床なのですけれども、やはり札内地域内で55人前後の患者数があるということで、これもやっぱり月水金と火木土の2グループに分けてやられるというような報道も見ました。

ただ、そうなると当然土曜日の勤務ですとかの部分では医療スタッフに過重な負担がかかるのかなというようなことも推測されますので、建設年度で患者数の状況というのは多少変化があるかと思うのですが、その点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この施設整備に関しましては、来年から始まる中期計画、これは病院で策定するわけですが、その中で判断を、計画をしていくところになります。規模等につきましては、いろいろこれまで検討も重ねてきましたけれども、常任委員会等でも説明をしたところでもあります。今、議員がおっしゃったベッド7床、そして2部体制といいますか、月水金と火木土に分かれて月曜日から土曜日までというところを、今、考えているところでもあります。

今後、具体的に病院のほうで計画がされますので、しっかりとした構築をしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） いろんな課題が多々あるということで、早期の建設ということは現段階では示されてもおりませんが、例えば場所についても一番大きな課題だと思うのですが、以前からもいろいろとお話をされておりましたけれども、いわゆる現在の病院、以前は入院ベッド数が60床ありまして、今、48床に削減していますけれども、12床の空きベッド数の中で対応するのは困難だというような説明も以前されておられました。そういった中で、例えば今の職員の駐車場辺りをまず増築するとかというようなお話もありましたけれども、現時点でどの程度まで増設場所、施設整備の箇所について詰められているのか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 建設場所については、今いろんなケースを考えて検討中でございます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 広尾も今、私ども地域近隣でも透析されている患者さんがおられまして、いろんな中でご本人からお話を聞く機会が多々あるわけですが、この中期目標に載ったということについては大変喜んでおられましたけれども、先ほども言いましたように、通院患者さんの体力と申しますか、やっぱり今まで自分自身で行けたものが今もう体力が落ちて行けなくなったということで、中期目標の4年間の期間でなるべく早い時点でぜひお願いしたいということもありましたし、例えば第1期の中期目標の中でMR Iの設置が3年次に計画されていましてけれ

ども、これを前倒しで2年次に施行したのですけれども、今そのことによって人間ドックですとか特定健診、SMILEドックとか、そういったものが非常に順調に推移しているというようなことを考えますと、できる限り早期に前倒しで実施されるようお願いをしたいと思います。

次、中古住宅に係る助成についてであります。

私どもも住宅リフォーム助成等については、道内ですとか管内の状況を見て、それで議会でも取り上げてきた経緯があるのですけれども、中古住宅の部分については今までそういった情報というのがあまりなかったのと、逆にそういった町民からの提案について、やっぱり私も議会としても気がつかないでといいますか、そういう形で推移してきたのですけれども、最近、特に中古住宅のそういった取得ですとか、取得後のリフォーム、これが非常に一定程度増えつつあります。

そういった意味では、今、来年度から計画を検討したいということでもありますので、大変よろしいかと思えますけれども、ただ、この中で一次の質問では、業者が住宅リフォームして、それを中古で販売した場合、それについては該当ないということなののですけれども、例えば中古住宅を購入する、中古住宅といっても築10年から40年からのいろいろ差はありますので、そういった意味で当然販売価格も違ってくるかと思うのですけれども、例えば中古住宅を取得する場合の助成で、なおかつ取得後に取得した人がリフォームをするという2段階といいますか、中古住宅取得についての上限というのは様々な部分があるかとは思っているのですけれども、例えば住宅リフォームの助成事業で、先ほどこの9年間で約6億5,800万円と言いましたけれども、補助金の交付額は、平均すると大体5.5%なのですね。ですから、基本では10%ですけれども、それ以上の工事高という形で、実質交付額は5.5%なののですけれども、例えば中古住宅の取得に関してもぜひ検討してはというふうに思いますが、その点お答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今ご質問にありました中古住宅購入に係る助成、これも商工会の懇談会でいろいろ懇談をしたところでありまして、今、中古物件を購入したことに対しましても助成の対象にすると検討しているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 第6次まちづくり推進総合計画でも、重点プロジェクトの中で「日本で一番、空き家を活用できるまちをめざす！」ということで空き家再生プロジェクトというのが掲げられておりますけれども、ぜひそういった意味では、そういった住民要望に沿って空き家対策を前進させていただくことをお願いして質問を終わります。

1、議長（堀田） 次に、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、全国的に増加傾向にあるひきこもりに対しての支援についてになります。

2019年に内閣府が行った40歳から64歳を対象にした「生活状況に関する調査」では、ひきこもりの出現率は1.45%で推計61.3万人、15歳から39歳までの同様の調査では推計で54万人と、中高年のひきこもりが青年期の数を上回り、80代の親が50代の子どもを支える、いわゆる「8050問題」が浮き彫りになっており、生計を親に頼らざるを得ない状況の中、貧困から抜け出せない状況が多く発生しています。また、ひきこもりの状態になってから7年以上経過した方がそのうちの約5割を占め、ひきこもりが長期に及んでいる傾向が認められることや、ひきこもり状態になった年齢が全年齢層を通して大きな隔たりなく分布していることなども明らかになっています。

一方で、それらの問題解決に向け、本年度、厚生労働省より提案された重層的支援体制整備事業に本町も参画し、全道でも前例のない先進的な取組に着手され、成果を上げていることは存じておりますが、重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携については、まだまだ様々な課題があると認識しています。また、ひきこもりの方が社会復帰を果たせれば、本町の課題の一つでもある多様な人材の確保にもつながることと認識します。

そこで、本町でのひきこもり支援について、現状での分析や取組、また、課題について町長に伺います。

2点目は、町営キャンプ場の再開についてになります。

本町令和4年第1回定例会で私が行った一般質問に対して、町民から多くの意見を取り入れ、役場内での合意形成に向け検討を重ねていくとの教育長からの答弁がありました。また、キャンプ場はまちづくり総合戦略においても重要な施設だとの認識を示され、今年度中に方向性を出して来年度の当初予算に提案をすれば再来年のオープンになるので、方向性を出すために早急にスピード感を持って対応して、再来年のオープンに向け取組を進めていきたいと町長からの力強い答弁もありました。

来年度の当初予算にキャンプ場の改修予算を盛り込むには時期的に何らかの方向性が決まっていないと間に合わないと思いますが、キャンプ場を再開するに当たってのお考えや、今年3月以降に行われた役場内での合意形成に向けた取組における議論の内容と今後の見通しを町長に伺います。

また、先日行われた社会教育課主催のシーサイドパークキャンプ場についてのワークショップで町民から出された意見やアイデアを今後どのように活用していくのかを教育長に伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えいたします。

1点目の重層的支援体制整備事業におけるひきこもり支援についてであります。

本町では第6次まちづくり推進総合計画の基本目標の一つに「住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を掲げ、町民の皆さんが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らし

ていくことができる「地域共生社会」の実現を目指すまちづくりを進めております。

ご質問のひきこもり支援につきましては、これまで健康管理センターの保健師が主となり、不登校のケースでは自立支援協議会や教育機関などと連携して支援し、成人のひきこもり状態にある方に対しましては、疾患や生活困窮など、それぞれが抱える課題に応じた個別支援を行ってまいりました。また、平成28年度からスタートさせたコミュニティソーシャルワーカー配置事業でも、ひきこもり支援を実施しております。

「8050問題」など複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、この3つの支援を一体的に実施するのが「重層的支援体制整備事業」であります。今年度から開始したことを契機に、この事業の枠組みの中で支援機関の協働とアウトリーチによる相談支援を基盤とする「新たなひきこもり支援」に取り組んでおります。

具体的には、母親からの相談によってひきこもり状態にある方を確認し、支援機関による重層的支援会議の開催で情報共有と支援の役割分担を行い、疾患に関しましては健康管理センターの保健師が行い、社会参加に関しましては社会福祉協議会の生活支援コーディネーターがそれぞれ支援に当たり、病院の定期健診やボランティア活動への参加につなげた例があります。ひきこもり支援を担当する職員の要請やノウハウの不足、ひきこもり状態にある方でも自ら支援を求めない方もおり、その実態把握が困難であること、ひきこもりに対するマイナスイメージや偏見により介入が難しくなるなど、ひきこもり支援における課題は少なくありませんが、生きづらさと孤立の中で日々苦悩されていることに思いを寄せながら相談支援体制を充実させ、安心して過ごせる居場所や自らの役割を感じられる機会をつくることによって、ひきこもり状態にある方や、その家族を受け止める地域社会をつくっていきたいと考えております。

2点目の町営キャンプ場の再開であります。

町営キャンプ場の再開に向けた今年度の検討経過について説明いたします。

本年4月に関係する4つの課（社会教育課、企画課、水産商工観光課、農林課）の職員が集まり、キャンプ場の方向性について話し合う再開検討会を行いました。その中で、令和4年度は町民の意見や考えを酌み取ることに努め、その意見を踏まえて町の方針を検討し、再開する方針となった場合は、令和5年度の当初予算に間に合うスケジュールで何らかの関連予算を提案することを確認いたしました。

その後、7月に開催した「まちづくり町民みらい会議」ではアウトドアをテーマとしてワークショップを行い、10月にはアウトドアを体験する「町民交流イベント」とシーサイドパークキャンプ場の今後の活用を考える「町民ワークショップ」をそれぞれ開催し、アウトドアやキャンプに対する町民の意識を探ったところであります。

これらの結果を踏まえて10月と11月に再度4課での検討会を行いました。今後のキャンプ場に関する町としての方向性を明確にするためには中長期的な計画が必要であるという共通認識に立ち、まずは計画の柱となる骨子を作成することになりました。現在、社会教育課が中心となり調整を行っておりますが、現時点での骨子案は、シーサイドパークキャンプ場の存続を前提とした上で、再

開に向けてスピード感を持って取り組み、民間活力を活用しながら段階的に広尾町の貴重な資源としての魅力向上を図っていくという内容になっております。今後、役場内部での政策等プロジェクト推進委員会や主管者会議に諮り、骨子を決定する見込みであります。

キャンプ場の再開に当たっては、多額の改修費がかかるなど多くの課題もありますが、アウトドア資源としての魅力を高め、地方創生の起爆剤として有効活用していくため、教育委員会とも連携して進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 松田議員のご質問にお答えをいたします。

「シーサイドキャンプ場 今後の活用について」をテーマとして10月20日に町民ワークショップを開催し、14名の町民の参加をいただきました。参加者はキャンプを趣味とされている方からキャンプ初心者の方など幅広い層の方々の参加をいただき、3つのグループに分かれて意見交換を行いました。

ワークショップでの意見といたしましては、キャンプ場を再整備し再開してほしいとのことでありました。また、キャンプ場整備に当たってのビジョンについても、多くの意見交換が行われたところであります。ワークショップで出された貴重なご意見につきましては、キャンプ場の再開が決定した場合、再整備に反映できるようにしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） まずは、ひきこもりについての二次質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げました内閣府の調査の推計割合を単純に本町に当てはめると、60人以上の潜在的なひきこもりの方がいらっしゃるかと推測できますが、先日、広尾町社会福祉協議会の方にお話を伺ったところ、体感としては大勢のひきこもりの方がいると理解しているが、なかなか実態把握が難しい現状であるとのことでした。

実態把握が難しいということは、アウトリーチの考え方にも影響が出てくると思えます。このような状況を少しでも改善するためには、当事者が相談しやすい体制づくりや環境づくりが急務だと認識しています。それには、まず支援や相談の窓口を一元化した上で、その取組の内容が町民や当事者に広く伝わるように粘り強い継続的な広報活動を欠かさないことが必要だと認識していますが、それらのことについて町長の考えを伺います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このひきこもりの支援、大変難しい問題でありまして、議員がおっしゃったとおりであります。なかなかあなたがひきこもりなのかというのは、やっぱり家族の方だとか、そちらの方々から相談があつて初めて分かるケースがほとんどでありまして、あらゆる機会を通じながら支援をしてまいりたいというふうに思っているところであります。相談件数も健康管理センターですとか、社会福祉協議会ですとか、特に不登校の問題も重要な問題でありますから教育委員会だとか、そういった担当がそれぞれ相談があつたときに、相談がなくても生活困窮のときに訪問をして分かるだとか、いろんなケースがありますので、そういったところの連携をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 重ねるようではありますが、相談窓口の一元化にしっかりと取り組んでもらいたいという思いがあります。今、個人的にひきこもりの方や、その家族の方とちょっとお話しさせてもらったり、あと報道等で中札内村の福祉課の取組などが先日新聞にも載っていましたが、どこに相談していいのかまず分からないよというような声が圧倒的に多いということで、そういう意味でも相談する場所の一元化、ここが相談窓口ですよということを実現させてもらいたいなということと、その窓口を通して支援を必要とされる方が来られたときに、次のステップとして地域での社会参加がしやすい環境づくりが必要になってくると思います。それには趣味やボランティアグループへの参加をはじめ、パートタイム就労などの実利を伴う社会参加が想定されると思いますが、その中間的な役割を担う場として本町のシルバー人材センターがあると思いますが、現在は60歳以上の年齢制限がかけられており、多様な年齢層の方が地域社会に復帰する最初の一歩としての機能を増やす機会をつくるためにも、年齢制限を撤廃して現場の福祉協議会の方が使いやすい制度に変えていく必要があると思いますが、そのことについて町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 重層的支援体制整備事業、そうやって銘打って事業を着手したのは音更町と広尾町でございまして、全道でも7町村でしたか、そんなに多くない町村であります。中身は、今までやっていたいろんな支援事業を一つの事業として、重層的な事業として取り組むのだという意識づけが一番大事かなというふうに思っているところであります。この担当の窓口は、特にひきこもりの支援体制の窓口は、保健福祉課の福祉係としたところであります。

今、議員おっしゃったように相談を受けた後の対応についてであります。やっぱり成人であったら就労に結びつけなければ駄目なわけでありまして、そういった今、例を出されました高齢者の勤労事業、ここも年齢制限があるわけですが、そういったケースをやっぱり受け入れる体制を取っていきたいと考えております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 続きまして、キャンプ場の問題について二次質問に移りたいと思います。

まず、そもそも論になってしまうと思うのですが、教育については政治的中立性が必要なことから、教育委員会が所管する教育事務については町長の指揮命令は及ばず、町長は教育委員の任命や予算編成などを通じての間接的な責任にとどまると認識しております。それを前提として考えると、現在、キャンプ場の所管は教育委員会であり、様々な課題の最終的判断は教育長になるのかと思いますが、一方、一昨年の教育委員会の答弁では、キャンプ場の問題は予算的な視点からも町全体として取り組むべきことであり、教育委員会というよりは町として取り組むべき問題だとの発言もありました。そうすると最終的な判断は村瀬町長になると思いますが、これからどちらがリーダーシップを取って議論を進めていき、最終的な判断をされていくのかを町長と教育長にお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） キャンプ場につきましては以前もご質問を受けたところでありまして、答弁したように内部で検討を加えました。その結果、シーサイドパークは本町の観光資源として残すという形にしたところであります。課題を整理いたしますと、今後の観光人口の増加、あそこのシーサイドパークの自然の魅力を生かす、誰でもが利用できるというコンセプト、今後長い間継続して持続的にやれる施設にすること、それから特にこれ重要なのですが、今後、民間の活力も十分力を借りて、あそこをどう再整備していくかという点、まとめたところであります。しっかりと職員がまとめたその課題に沿って、今後しっかりと予算計上も含めて町長部局で進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 最終的な判断については、財政、お金の面も含めて町長が判断するのだろうというふうに思いますけれども、ちょっと長くなるかもしれませんが、数年前に滋賀県大津市で自殺をされて、中学生ですけれども、その後、法改正が行われて、今現在は年に数回、町長を入れた総合教育会議というのを開催しております。もともと首長は教育委員会に物を申せない、そういう法律でありましたけれども、それはまずいということで法改正がされたということです。ですから、最終的な判断は町長にあるのだろうというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ただいまいただきました答弁で、最終的には町長がリーダーシップを取って判断されるということを伺いました。そして、次年度の当初予算にもキャンプ場の整備費用を盛り込むようにこれから努力されていくということもお伺いしましたが、一方で、再開に当たって運営をどのようにしていくのかという課題も大きくあると思います。町内の活性化やアウトドア活動、自然活動や教育など、それらの問題とどのようにつなげていくのかという、運営していく上での課題が多々あると認識していますが、これらの課題を一つ一つ丁寧に解決させていくためには、以前から再三発言させてもらっていますけれども、縦割り行政の垣根を越えたチーム編成や取組が不可欠になってくると思っています。そのことについて町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 行政をやっぱり進める上であっちだこっちだとか、よく言われることでありますけれども、そういうことをなくして、きっちり縦割りを外して対応してまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） これで最後の質問になります。

キャンプ場の議論を進めていく上で必要な一つに町民へのヒアリングが重要になってくると思うのですが、ただ、先日の社会教育課主催のワークショップにも参加させてもらった経験から話すのですけれども、最初の段階では大きな題材を掲げて広く浅くいろいろな意見を聞くという手法は大事だと思うのですけれども、先ほど申し上げた課題が一つ一ついろいろ明確になってきていると思いますので、的を絞った上で先日行われたようなワークショップを複数回これからも開催していただきたいなという思いと、あと、それと並行して、前回も違う件で行われたと思うのですけれども、町民アンケートなども実施して多様な意見を集め、それを議論の参考にされていくことも必要かと思いますが、その辺について町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 町民の方々の意見を聞く場所として、例えばこういったキャンプ場に絞ってまたワークショップを開くとかということではなくて、まちづくり全体としていろいろな分野分野でご意見を伺うというところの手法を取っていきたいというふうに思っているところであります。ワークショップで報告を受けたのは、やっぱりキャンプ場としてあそこは必要だということでもあります。ただ、キャンプ場もいろいろな形がありまして、多く子どもたち含めて家族でキャンプするだとか、グランピングが今はやっていますけれども、そういうキャンプ場にするのか、あそこをどういう形態にするのかというところは、今、検討しておりまして、構想がまとも次第、町民の皆様

方に周知したいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） IT技術の進化に伴う自治体の対応という質問であります。

IT技術を駆使した最近の具体例を幾つか取り上げてみます。

最初は、10月29日の北海道新聞の特集記事にありましたが、「認知症の行方不明者、IT活用して発見」というタイトルで、GPSの端末での現在位置の確認やQRコードの利用で身元の特定もできるというものでありました。GPSのほうは、既に道内44の市町村が導入あるいは貸出ししています。QRコードのほうは、認知症の方の使う杖とか本人の爪にそれを貼っておくということでもあります。GPSもQRコードも、検索する側、家族のほうではそれを読み取るスマホ等の機器が必要ではありませんけれども、今後はその活用がどんどん広がっていくものと思います。

次に、上士幌町のモバイル商品券あるいはまた幕別町の「まくPay」という電子通貨の登場があります。これは端的に言いますと、今までプレミアム商品券として住民が購入し、そして支払い等に使っていた紙の商品券を、スマホを利用して決済するものであります。ペーパーレス化による印刷の経費も削減できますし、また、ほかの支援金や補助金についての取引も、このシステムの利用へとつながっていきます。また、商工会や町との業者との間の事務手続等も、より省力化となります。

町としても他町村に遅れることのない対応が迫られていくことになると思いますが、どのように考えますか。

その次は、ワクチン接種後遺症についての質問であります。

これまでは接種後の副反応により死亡したケースについては、因果関係が認められないという一点張りで、マスコミ自体も国側に寄り添うことで報道がほとんどありませんでした。しかし、愛知県愛西市の40代の女性のアナフィラキシーによる死亡事故がNHKなどで取り上げられ、また、接種後死亡の被害を訴え出た12人の遺族による集団訴訟が大きく取り上げられたことで、ワクチンそのものについての効果ではなく、命に関わる危険性について国民の目は厳しさが増していくこととなります。既に国のワクチン行政に対して疑念の目を持ち、あくまでも住民側の立場に立ち続けてきた幾つかの自治体をこの場で少しだけ紹介します。

1つ目は、丹波篠山市というまち、これは6万人弱のまちなのですが、ここの酒井隆明市長はこのように述べています。「医師の中でも判断が分かれています。ワクチンが危ないのかどうか私には分からないが、国に言われ、無批判に案内」、ワクチンをですね、「案内するのは、市として親切ではない」と述べています。そしてまた、6か月から4歳までのお子さんの乳幼児への接種、そのワクチンについて述べています。「厚生労働省は『アメリカなどで、乳幼児への接種が開始されています。3回接種によって感染しても症状が出にくくなる（発症予防効果）が73.2%と報告されています。接種を強制するものではありませんが、接種にご協力いただくようご検討ください。』と」、これ厚生労働省がですね、「説明しています。一方、これに対し『アメリカでの接種率は2歳児未満

で5.7%、2歳から4歳で8.6%（2022年11月2日現在）で、世界では乳幼児に対して新型コロナワクチンをほとんど接種していません。乳幼児の接種はその後の正常な免疫の発達を阻害する可能性も否定できません。くれぐれも慎重に判断してください。』との意見もあります」というふうに述べています。

また、大阪府泉大津市、ここは7万5,000人ぐらいのまちであります。この南出賢一市長は本当にいろんな角度からワクチンの必要性や合理性、そしてエビデンスのあるやなしやで自分の意見をしっかりと述べておられて、接種に関しては接種券の申込みがあった人に改めて送るということで、行政のやる事業だからという追従的な意識を下げています。

広尾町としては、このような私が述べたワクチンのことに関して行政の対応として新しい段階にきていると私は思うのでありますが、町長はどのように考えますか。また、12名の遺族の方による集団訴訟の記者会見の様子をもしテレビあるいは動画で見ているとしたら、その印象を教えてください。

以上、2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えいたします。

1点目のIT技術の進化に伴う自治体の対応についてであります。

IT技術の進化に伴う自治体としての対応でありますけれども、昨年度、光ファイバー回線網の未整備地区における整備が完了し、町内全域において高速通信網が利用できる環境が整いました。

第6次まちづくり推進総合計画には、情報通信技術の活用による行政事務の効率化や住民サービスの向上、産業分野における先端技術の導入など、ICTを活用したまちづくりについて記載しているところであります。

今年度は、母子健康アプリサービス、窓口申請支援システム、さらにはWEB版防災ハザードマップの構築にも取り組んでおります。町民の利便性向上に向けて、できることから先端技術の導入を進めております。

今後、先端技術の導入・推進に当たっては、外部の専門人材の活用や各産業分野の理解や協力が必要であります。先進的な自治体の取組も参考にしながら、各分野の課題について先端技術を活用しながらどのように解決していくか、町民の目線に立ち、分野を横断して検討していきたいと考えております。

次に、コロナワクチン接種後遺症についてであります。

新型コロナワクチン接種についての考えであります。国の指示に基づき、引き続き予防接種事業を推進してまいります。

ワクチン接種直後に現れる可能性のある副反応としてアナフィラキシーショックと、また、数日以内に現れる症状として体のだるさや注射部位の痛み、発熱などがあるところであります。こうし

た副反応症状や対処方法、相談先、また、予防接種健康被害救済制度について、これらを記載した周知文書を個別に郵送しているところでもあります。ワクチン接種当日におきましても、予診票において同意を得られた方にワクチン接種を行い、接種した方全員に説明文書を配付しております。

ワクチン接種について、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種を判断していただいているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

小田議員。

1、10番（小田） ITのほうなのですけれども、この活用方法について、私はいつも言うのですけれども、庁舎の中全体で、先ほど私、質問の中で聞きましたけれども、いろんなITの利用の仕方があって、そしてそれに対してどれが一番早くやったらいいのかという、交差具合ですね、混ぜ合わせをやる上で、実際に毎日業務に当たっている職員の方たちは、町長もいいアイデアを持っているけれども、ほかの人たちもたくさんいろいろ日々の中でこれをこういうふうにしたらとかというように要望だとか欲求とか、あるいはアイデアとか、いろんなものを私は持っているのです。そういうのをうまく生かせるような、そういうような委員会というか、一つのグループ作業を私はやるべきではないかと思うのです。

その点についてやってほしいのと、例えば私は自分も今、役場というか行政に関わるというか、いろんな形でお願いしたり、いろんなことについていろいろ発言したりしていますけれども、例えばリマインダーなのですけれども、自分で今日何かやらなければいけないことは、アラームだとか、いろんなことで自分を、何かで遅れたりとか、あるいはしなかったこととか、そういうことがないようにするために、そういうリマインダーが。私、文化関係にちょっと関わっていますけれども、例えば私がそのミーティングなんか夜7時にあるということになったときに、自分でもアラームセットするけれども、役場でもその一体の中で文化協会に関わっている出席すべき人が7、8人いたら、その人に自動的に連絡できるような、この高齢化社会だから時々ころっと忘れる場合もある可能性がある。だけれども、役場からわざわざ今日ありますよということ確認してきたりもしてくれたりする担当の人もおられます。それで助かるというか、そういうこともわざわざしてもらうのも悪いなと思いながら、やっぱりやってくれたら助かる。そういうことをアプリか何かで作ろうと思えば、私は作れるかなとは思うのですよ。だから、そういうのを使っているような自治体なんか

があるのかどうか分かりませんが、そういう面でやはり出席人数が足りなかったら開催できなかったりとか、そういうことで困るわけですから、その辺の早めの確認というのをしてもしなくてもいいように、そのようなアプリ、これは私がただちよろっと考えただけのものですけれどもね。

そういうことで、いろんな職員のアイデアを聞いてやってほしいと思うのですが、その辺について教えてほしいのと、あと、私、述べたようにGPSだとかQRコードだとかいろんなのが細々とあると思うのですが、その中で町長はこれはやりたいのだというような一つの、取捨選択してこれがまず町としてはやるのだというようなことがあれば、この場で教えてほしいと思います。

以上、再質問です。

#### 1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、前段おっしゃった職員からいろんなアイデアを募集すべき、そういう環境をつくるべきだというふうに言われましたけれども、令和3年、職員提案制度というのを設けました。事務の効率化を含めて、それから政策提言も含めて、そういう制度をつくったところであります。そして、職員のやっぱりアイデアを募集しながら職場の活性化を図っていきたいというところでもあります。

また、できるどころかというところ、一つの例でSOSのネットワーク事業というのが本町にもあります。土幌町、上土幌町は高齢者に発信器というものを所持させてというところの取組をやっていきますけれども、やっぱり認知が進めば出回ったりして、いろんなそういう問題があるわけでありまして、それも一つの課題であります。携帯を持たせるとか発信器を持たせるとか、いろんなケースがありますけれども、それすら投げ出したり、いろんな課題も聞いております。だから、どういう形がいいのか検討しながら、やはりITを活用した政策も必要かなというふうに思っているところでもあります。

#### 1、議長（堀田） 小田議員。

1、1番（小田） 今のITの関係ですけれども、それについてちょっと1つだけ言い忘れたのですけれども、広尾町のみならず、よその町、近場の町でいろんな似たような困っていることもたくさんあると思うので、その辺も広げて検討していただければいいと思いますので、これはこれで終わります。

そして、コロナワクチンの関係なのですが、私、2週間ぐらい前に国会中継の中で厚労省の分科会をちょっと見ていたのですが、そのときに、野党の議員だと思っておりますけれども、1人の議員が厚労省に対して何を質問したかといいますと、厚労省に勤めている方のワクチンの接種率を教えてくださいと言っていました。そして、そのときは数字を持ち合わせていなかったもので、厚労省は次回何かのときにということ、それはそれで終わって、私もその後はフォローしていませ

ん。

私は、この数字を、例えて言えば、ここで町に対して町の職員の接種率は幾らですかというのを聞きたいところなのです。だけれども、ちょっと問題あるのかなというか、でもそんな匿名の名前をどうのこうのではないから、全体的な数というのは教えてもらえるのではないかなというふうに期待はしているのですけれども、なぜそういうことを聞くかといいますと、よくワクチンのメリットとデメリットでどうのこうのという話がありますよね。それについて自分で結局判断してくださいというふうに言うけれども、判断する材料が人によっては全くないし、人によっては勉強し過ぎるぐらいしているかもしれない。いろんな人がいます、この取捨選択に関してね。そのときに、例えばお子さんのいるお母さんとか、そういう人たちについても、ではどうやって判断するのだと、子どもの接種に。町長、どっちがいいのですかと聞いてもこないと思うのだけれども、本当にこれは困ると思うのです。そのときに判断する材料としては、多分家族、友人、そして職場、そういう自分の社会的なつながりを広げていく中でやはり決めるかと思うのですよ。その場合、やはりこの役場でワクチンの事業をやっているこの役場の職員の方の接種率というのを結構参考にする可能性もあるし。だから、問題ないのであれば私は教えてほしいのだけれども、その辺について町としてはどんな考えがあるのか、この質問に対して教えてほしいと思うのですよ。

そして、町長は先ほどご答弁の中で、今までと同じように粛々と国のこの事業をやっていくと。一貫してスタンスは変えずにこのままいくということだけれども、私、今まで言ったように、幾つかの町ではメリットとデメリットでどうのこうののだとか、そういうふうにさらっと答えていますけれども、メリットとデメリットの中でデメリットは死亡なのです。死ぬことなのです。メリットは恐らくコロナにかからないこととか、重症化しない、その辺のことになると思うのだけれども、このデメリットが死ぬことだということが分かっていない人が多い。分かっていないという言い方は失礼かもしれないけれども、たくさんいると思うのです。国は、接種した次の日に亡くなったり、あるいは1週間以内に亡くなったりするその人たちについて、原因、因果関係不明だという形で終わらせているけれども、どう考えたって今までびんびん生きていた家族が注射をすることで、解剖もされていなければ体の中でどんな反応を起こしたのか分かりませんよ。だけれども、実際に死亡している人がこうやって2,000人もいるわけですよ。

そのことを考えたときに自治体の長として、幾ら国がやれという事業だからと言いながら、私は、やっぱりひとつ考えてほしいなと思うのですよ。どう考えろとは言わないですよ。だけれども、幾つかの自治体は、やはり自治体に住む住人たちが死ぬことなく次の日も生きていくことを期待している以上、何らかの手だてで私は、言ってみれば泉大津市の市長は、かなりこのワクチンに対して否定的なことも言っている。でも、私は勇気ある行動だと思うし、やはり今これだけデータが出てきて、かつ前にも言いましたけれども、実際にワクチンしているにもかかわらずまたかかっているという人もいっぱいいて、そして厚労省のデータの中で、ある年代に関して、様々なものだけれども、ワクチンをしていながらコロナにかかったという人が、ワクチンをもともしない非接種者のほうと比べて、どちらかという接種しているほうが、分が悪いと言ったらあれですけれども、ほうが多いという数字がはっきり現れているわけですよ。そうした場合に、この事業をするほうと

しては、もっと一歩、二歩も、私の考えに寄せというのではないけれども、やはり考え直すときだと私は思うのです。

私は、国がやるから、町がやるからいいのだということをやっている人はたくさんいるということは、本人の判断だからいいとは絶対言わないです。よりこの危険性を確認する、確認というより町民に対して、やはり何らかの形で言うべきだと私は思うのです。私は、この南出市長の泉大津市の場合そういうことを、メリットとデメリットをやっぱり、死亡しないデメリットを押し下げよう、そういうことをやっぱりすべきだと私は思っている、その辺なかなか難しいかもしれないけれども、難しくはないと思います。もしですよ、町民の何人かの方がこういう事故に遭ったりした場合に、私は町長がどのように考えるのかとすごい疑問に思います。大変なことですよ。町長の責任だとは言わないけれども、責任もあり得ると私は思うし、この議会もそういうふう考えるべきだと思うので、もしそのことにお答えがあればお聞きします。

#### 1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ワクチン接種につきましては、再三これまでも町の考え方を示しているところであります。ワクチンを接種する、しないの判断については、それぞれ個人が判断をしていただくことでありますし、その判断材料については、希望される方については国からの考え方等についてそれぞれお示しをしているところであります。また、さらに、それだけでは不安だという方については、かかりつけ医とか、そういった専門の方に判断を仰いでください、相談をしてくださいというアナウンスもしているところであります。したがって、行政が判断材料を出すというところではなくて、それで判断をするということではなくて、医療の専門の方に不安な方は聞いてくださいというアナウンスをしているところであります。

また、乳幼児のワクチンの関係につきましては、本町では12月2日からそれぞれ接種を開始しておりますけれども、希望があった方に対して接種券を発送しているというところでございます。一律に対象者に接種券を発送しているのではなくて、希望される方について接種券を発送するという、そういう方式を取っているところであります。だから、一律に皆さんに接種券を発送しているところではありませんので、個々の対応について丁寧に行っているところであります。

（不規則発言あり）

（「接種率」の声あり）

接種率については、町全体の接種率はお示しをしているところでありますが、個々の職場だとか、個々の地域だとか、そういうところは公表すべきではないというふうに思っているところであります。

#### 1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、新型コロナウイルス感染拡大に対する支援体制について質問します。

新型コロナウイルス感染拡大が進み、北海道が公表した内容では11月だけで感染者数は23万800人に上り、1か月間の感染者数は、これまで最多だった8月の19万3,000人を大幅に上回っています。また、11月に公表された死者数も585人で過去最多となっており、東京都の11月の死者数150人から比べても突出しています。累計でも新型コロナ感染者数は100万人を超え、11月末で106万7,690人となっています。十勝でも、北海道の公表によると11月は1万1,340人と、第7波の8月の1万6,581人に次ぐ多さになっています。その後、9月は7,574人、10月4,584人と減少傾向にありましたが、11月に急拡大しています。

また、北海道は全数把握を9月27日発表分からやめたことにより、北海道陽性者登録センター分は含まれておらず、実際は北海道公表分の2割増と推測されています。また、管内の病床利用率も5割を超えていると言われており、医療逼迫が訪れる可能性もあると言われてしています。

新型コロナワクチンの接種状況について、29日の行政報告がありました。11月25日現在のワクチン接種状況は、12歳以上の接種対象者5,834人のうち2回目終了は93%、3回目終了は83.1%、4回目終了は60.1%、オミクロン株対応ワクチン接種終了は1,653人とのことでした。5歳以上12歳未満の接種対象者268人のうち、2回目終了は75人で接種率28%、3回目終了は43人で接種率は16%とのことでした。この数字から見えてくるのは、小さい子どもを持つ親御さんは子どもが接種したときの副反応を心配しているのではないのでしょうか。接種した人の副反応について、どのように把握していますか。また、5歳から12歳未満のコロナ感染症による後遺症について、把握していれば併せてお答えください。

北海道では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い医療機関への受診の集中を緩和するとして、症状のある人への抗原検査キット配付申請は北海道陽性者登録センターに行うとなっていますが、とりわけ陽性者登録を行うためも含めてスマホ、パソコンを持っていない人への支援体制はどのようになっていますか。

感染拡大が続く中、飲食店等の来客も減少し、売上げも低水準となっています。現状では、国の給付金もない中で営業が大変であると聞いています。物価高騰対策として、さきの臨時議会で中小企業緊急支援金を交付していますが、売上げ減少分に係る支援は今後どのようにお考えでしょうか。お答えください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の小児用ワクチンの接種率であります。11月末時点で2回目の接種完了者が全国では19.1%に対しまして、広尾町は28%であります。3回目接種完了者は、全国は5.3%に対し、広尾町は16%であります。全国と比較した場合、広尾町の接種率は低くない状況となっております。

副反応の実態であります。接種を担当された医療機関への聞き取り調査を行いました。今までに接種後の副反応と思われる相談はなく、軽微な副反応があった場合においても、ご家庭で経過を

見るなどの対応ができているとの回答でありました。

2点目の北海道の検査キットによる自己検査の申込みについてであります。

9月26日から北海道における陽性者の登録・届出方法が大幅に変更になりました。65歳未満で症状が軽く、自己検査を希望される方は、無料検査キットの申込みから自宅に届くまで2、3日かかると聞いております。自費で購入される方は、町内の薬局において医療用抗原検査キットの一般用販売が開始されていることをご案内しております。

陽性者の登録や療養支援につきましては北海道の取扱いとなりますが、主体的にスマートフォンやパソコンから情報を得られない方への対応として、今までも複数回、広報への掲載や折り込みチラシを通じて周知をしているところであります。

また、医療用抗原検査キットの一般販売を行っている町内の薬局に依頼し、支援の流れについて記載したチラシの配布についてご協力をいただいているところであります。

なお、65歳以上の方、また、入院を要する方、重症化リスクの高い方については、今までどおりに発熱外来で診察や検査を行った後、陽性の場合は医療機関から保健所への届出がなされ、保健所による健康観察のための調査や支援へとつながるものであります。

3点目の中小企業等への支援体制であります。

新型コロナウイルスの影響は本町の地域経済に与える影響も多大なものがあり、雇用の維持や事業の継続のため、各産業団体などと協議の上、地方創生臨時交付金を活用した各種の緊急経済対策を、特に飲食業を中心に実施してきたところであります。

さきの臨時会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた各産業に対する経済対策をお認めいただいたところであります。今後におきましても、関係団体と協議の上、各方面の情報収集に努め、効果的な支援が図られるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

## 1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 新型コロナについては、本当に今、みんな心を痛めていると思うのです。それで、結構長く続いていますから、感染がどんどん右肩上がりということではなくて来ているのは、例えば、みんなここの議場でもマスクをしていますけれども、マスクをしたりとか、手洗いをしたりとか、そういうことで個々人が気をつけていることも感染を防いでいる大きな要素ではないかなというふうに思っています。そういう自分でできることはそれぞれがするのですけれども、いろんなコロナに関しての情報だとか、そういうものはやはり周知していかないと分からなくて、いろいろと迷う方もいらっしゃると思うのです。ですから、先ほど言いましたように5歳以上12歳未満の接種の率も、その上の年齢の人たちの接種率から見るとずっと低くなっていると。それは何なのだろうかなど。私は、やっぱり子どもに接種をして何かあったらという、そういう親の思いが働いているのかなということも思うのですが、その点はどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やっぱり子どもの接種率が低いというのは、議員おっしゃったとおりだというふうに私たちも思っているところでもあります。ですから、一律には接種券を送らず、ご相談をしてくださいという体制を取っているところでもあります。なかなかやっぱり小さな子どもを持つ親としては心配のあるところではありますが、国のほうもそういう方針でありますけれども、判断はあくまでも個人でありますから、心配な方は医療機関に相談をしていただければと思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 今、厚生労働省のほうでもこのコロナの分類の見直しを検討している最中だということで、2類相当を5類を視野に入れて見直しするというようなこともありますので、これからまた様々いろんなことで接種の仕方ですとか、そういうものが変わってくるのではないかと思うのです。それも仕方がないことなのかもしれませんが、町民にとっては本当に分からないことだらけで、そういう中で自分や家族の健康が本当に守っていけるのかどうかということで、不安を抱えながらの生活ということがしばらく続くのかなというふうには思いますので、やはり町としても、そういうきちんとした情報を町民に届けるということで、これからもぜひやっていただきたいと思っています。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日9日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時35分